福祉医療費助成制度についてお知らせします（7月1日現在）

福祉医療費助成制度は、健康保険に加入している高齢期移行、こども、障害者(児)、母子家庭、父子家庭の人に、健康保険で診療を受けた場合の自己負担額の一部を助成する制度です（※こども以外は所得制限があります）。

7月1日から新しい受給者証になり、今までの受給者証は使えなくなります。所得判定の結果、継続して各福祉医療費助成制度に該当する人には、新しい受給者証を郵送しています。福祉医療費助成制度は以下のとおりです。

区　分	対　　象	所得制限	一部負担金（自己負担額）
①高齢期移行	【65歳から69歳の人で誕生日がS27.7.1以降の人】 (区分1)　市町村民税非課税世帯で、世帯全員に所得がない人(本人は年金収入80万円以下かつ所得なし) (区分2)　市町村民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた所得が80万円以下、かつ要介護2以上の人 【65歳から69歳の人で誕生日がS27.6.30までの人】 (区分1)　市町村民税非課税世帯で、世帯全員に所得がない人(本人は年金収入80万円以下かつ所得なし) (区分2)　市町村民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた所得が80万円以下の人	あり	(区分1)　2割負担　入院 月15,000円まで 外来 月8,000円まで (区分2)　2割負担　入院 月35,400円まで 外来 月12,000円まで
②重度障害者医療	身体障害者手帳1・2級の人 療育手帳A判定の人 精神障害者保健福祉手帳1級の人	あり	外来：1日600円を限度に月2回まで 入院：1割負担（月2,400円） ・長期入院(連続して3カ月を超える入院の場合)は、4カ月目以降の一部負担金なし ・外来、入院どちらも医療機関ごと **※低所得者は、外来：1日400円、入院：月1,600円になります。**
③高齢重度障害者医療	上記、重度障害者医療の対象者のうち、後期高齢者医療制度に加入している人	あり	
④こども医療　乳幼児等	小学校就学前までの子どもと小学校1年生から小学校3年生までの年齢に該当する児童	なし	外来・入院とも：一部負担金なし ・国や県の他の公費負担制度（指定難病など）を利用した場合の自己負担額も、償還払いにより無料となります。
④こども医療　こども	小学校4年生から中学校3年生までの年齢に該当する児童・生徒		
⑤母子家庭等医療	母子家庭、父子家庭で18歳到達後最初の3月31日までの児童（生徒）がいる母（父）等及びその児童（生徒） ・高等学校等に在学中の場合（高等学校卒業者は除く）は、20歳に達する月の末日まで	あり	外来：1日800円を限度に月2回まで 入院：1割負担（月3,200円） ・長期入院（連続して3カ月を超える入院の場合）は、4カ月目以降の一部負担金なし ・外来、入院どちらも医療機関ごと **※低所得者は、外来：1日400円、入院：月1,600円になります。**

※低所得者とは、市町村民税非課税世帯で世帯全員の前年中の年金収入が80万円以下または年金収入を加えた所得が80万円以下の人です。

母子家庭等医療費助成制度や重度障害者医療費助成制度の資格を有する人で、中学3年生までの児童については、こども医療費助成制度により医療費が無料となるため、乳幼児等（こども）医療費受給者証を優先して交付します。
学校管理下で生じたケガなどにより災害給付の対象となる場合は、こども医療費助成制度の受給者証は使えません。

問合先　区分①②③　地域福祉課　地域福祉係　☎492-9136
区分④⑤　こども課　児童福祉係　☎492-9155

国民年金保険料を納めるのが困難なときは

国民年金は20歳から60歳までの全ての人が加入し、保険料（令和元年度月額16,410円）を納める制度です。しかし経済的な理由で保険料の納付が困難な場合は、申請して承認されると保険料の納付が免除または猶予される制度があります。申請時点から2年1カ月前までの期間についてさかのぼって免除申請ができます。

参考：令和元年度保険料

区　分	種　　類	保険料
免　除	全額免除	0円
	4分の3免除（4分の1納付）	4,100円
	2分の1免除（2分の1納付）	8,210円
	4分の1免除（4分の3納付）	12,310円
猶　予	納付猶予	0円
	学生納付特例	0円

＊納付猶予…50歳未満のみ　学生納付特例…学生のみ
＊一部免除の場合は、上記の保険料を納めることで免除承認となります。

承認の基準

免除は本人・配偶者・世帯主（納付猶予は本人・配偶者、学生納付特例は本人のみ）の申請する年度分の前年所得が基準額以下であることが必要です。
(失業した人は、必要書類を添付すれば失業があった年の翌々年6月までの期間について前年所得は特例として審査されます。)

必要書類等

・学生納付特例の場合は、学生証または在学証明書
・失業した人は離職を証明する書類
　①雇用保険受給資格者証（または離職票）など　②辞令書　③その他公的機関の証明書
・印かん（代理の場合）

承認期間の取り扱い

年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）に入りますが、年金額の計算においては減額になります。そのため、承認された期間は、10年以内であれば、さかのぼって納めること（追納）ができます。（承認を受けた年度以降3年度目からは当時の保険料額に加算がつきます。）

免除申請の受付

保険料免除申請における年度は、7月から翌年6月です。（学生は4月～翌年3月）
免除申請を希望する人は、役場住民課で申請してください。

問合先　住民課 保険年金係　☎492−9135

7月は“社会を明るくする運動”の強調月間です

「社会を明るくする運動」とは、法務省が主唱し市・町などの協力を得て行われる、すべての国民が犯罪や非行の防止と、あやまちを犯した人の立ち直りを支援する「更生保護」に対して理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築こうとする全国的な運動で、今年で69回目を迎えます。再犯を防ぎ地域の安全を守るためには、立ち直りを支える取り組みのほかに、彼らの居場所作りや仕事を確保するなど、「地域のチカラ」が必要です。

この運動の一環として稲美町でも、7月1日（月）の午前10時からフーディーズいなみ周辺においてポケットティッシュを配布し、啓発活動として街頭キャンペーンを行います。

稲美町保護司（50音順・敬称略）
池田　博美（岡）
大路　一光（国岡）
繁田　喜彦（国岡）
田中　勲（加古）
福田　幸夫（加古）
福本　優子（蛸草）
吉岡　泰毅（蛸草）

問合先　☎492−2518（田中まで）